

第76期 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年9月25日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

議決権行使期限

2025年9月24日（水曜日）午後6時

場所

岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山 3階 パールの間
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の
「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき
お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

 オルバヘルスケアホールディングス株式会社

証券コード：2689



OLBA
HEALTHCARE

つなぐ、人と未来。

ご挨拶

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、第76期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、当社の現状と今後の取り組みについてご報告申し上げます。

当社は、医療機器等の販売を通じて、地域医療や介護の発展に貢献することを使命としております。日本国内では、高齢化の進展に伴い医療・介護分野の需要が拡大しており、当社が取り扱う高度医療機器や関連サービスの市場も成長を続けています。一方で、近年の人件費や資源価格の上昇、医薬品・医療材料の高騰などにより、一部の医療機関では経営が厳しい状況にあり、設備投資を控える動きも見られました。このような環境の中、当期の業績は増収減益となりました。

当社グループは、持続可能な成長を重視し、人的資本経営やDX推進を通じた業務効率化、新規顧客開拓、物流最適化に取り組んでおります。また、地域医療・介護のパートナーとしての役割を果たすべく、CRM活用による顧客対応力強化にも努めております。

また、時代の変化に対応し、持続可能な成長を図るため、2030年に向けた長期的な目標「VISION2030」を掲げ、以下の3点を柱に取り組んでいます。

①国内最高の医療機器商社を目指す、②営業利益の20%は海外から獲得、③30以上の新製品・サービスを上市、の3点です。

現在、タイ王国での海外医療機器ビジネスの実績化を進めるとともに、国内では、クリニック向け自動精算機や、産科向け新生児見守りシステム「Babyeets®（ベビーツ）」の採用が拡大しています。また、地球温暖化対策に貢献可能な、低熱分解型アップサイクルユニット「OLSTECH®（オルステック）」の販売も開始しました。

当社のパーパスである「ビジネスを通じて医学・医療・介護の発展に貢献し、国民の健康長寿に寄与する」、の実現を目指し、さらなる企業価値の向上に向けて邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ倍旧のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。



2025年9月

代表取締役社長 前島 洋平

株主各位

岡 山 市 北 区 下 石 井 一 丁 目 1 番 3 号
オルバヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役社長 前島 洋平

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第76期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 https://www.olba.co.jp/ir/event/event_03.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード（2689）を入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、後記「議決権行使方法についてのご案内」をご確認のうえ、書面又はインターネットにより事前の議決権行使を行うことが可能ですので、お手数ではございますが、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2025年9月24日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年9月25日（木曜日）午前10時		
2. 場 所	岡山市北区駅元町1番5 ホテルグランヴィア岡山 3階 パールの間		
3. 目的事項	報告事項	1. 第76期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第76期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件	

以 上

- 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、本招集ご通知記載の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様にご送付する書面には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告並びに連結計算書類及び計算書類と、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、当該書面に記載のもののほか、各ウェブサイトに掲載しております上記書類も含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきま

【当日ご出席いただく株主様へ】

株主の皆様へ以下のとおりご案内いたします。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主総会開催日時点でのご自身の体調をお確かめのうえ感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会終了後の株主懇談会は、実施いたしません。
3. 本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.olba.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



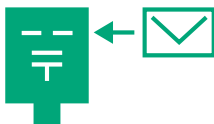
同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年9月25日（木）
午前10時

- 本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。
議決権行使書面において、議案
に賛否の表示がない場合は、賛
成の意思表示をされたものとし
て取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年9月24日（水）
午後6時到着分まで

インターネットにてご行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト
<https://www.web54.net>
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年9月24日（水）
午後6時受付分まで

議決権行使のお取り扱いについて

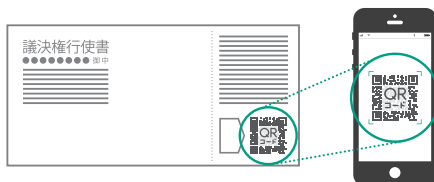
- 議決権の行使期限は、2025年9月24日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

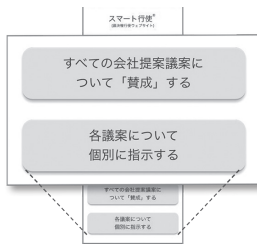
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

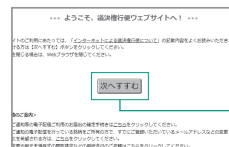
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

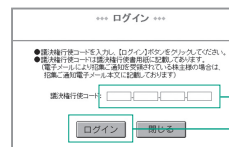
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

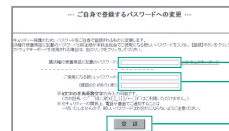
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定のうえ、「登録」をクリックしてください。



「パスワード」を入力

「新しいパスワード」を入力

※新しいパスワードは大切に保管してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、ご入力される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(ご参考) 議案のポイント

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第76期期末配当）につきましては、1 株につき80円とさせていただきたいと存じます。

第 2 号議案 取締役 7 名選任の件

取締役全員（7 名）の任期満了に伴い、改めて取締役 7 名の選任をお願いしたいと存じます。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名				当社における地位及び担当			取締役会 出席状況	取締役 在任年数
1	まえ 前	しま 島	よう 洋	へい 平	再 任 男 性		代表取締役社長	19回/19回 (100%)	11年
2	いそ 磯	だ 田	きょう 恭	すけ 介	再 任 男 性		専務取締役経営企画本部長	19回/19回 (100%)	12年
3	むら 村	た 田	のぶ 宣	はる 治	再 任 男 性		常務取締役管理本部長	19回/19回 (100%)	12年
4	くわ 桑	むら 村	かつ 勝	ゆき 之	再 任 男 性		常務取締役営業本部長	19回/19回 (100%)	5年
5	かわ 川	もと 元	ゆき 由	きこ 喜子	再 任 女 性	社 外 独 立	社外取締役	19回/19回 (100%)	7年
6	きた 北	がわ 川	ゆき 敬	ひろ 博	再 任 男 性	社 外 独 立	社外取締役	18回/19回 (95%)	5年
7	た 田	くぼ 久保	よし 善	ひこ 彦	再 任 男 性	社 外 独 立	社外取締役	16回/16回 (100%)	1年

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

社外監査役守谷純一氏及び社外監査役新田東平氏の 2 名の任期満了に伴い、改めて監査役 2 名の選任をお願いしたいと存じます。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名				当社における地位		取締役会 出席状況	監査役 在任年数	
1	もり 守	や 谷	じゅん 純	いち 一	再 任	社 外	常勤社外監査役	19回/19回 (100%)	8 年
2	につ 新	た 田	とう 東	へい 平	再 任	社 外 独 立	社外監査役	19回/19回 (100%)	4 年

第 4 号議案 補欠監査役 2 名選任の件

2024年9月26日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された大畑裕一氏及び長谷川威氏の選任の効力は、本総会の開始される時までです。つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役守谷純一氏の補欠監査役として大畑裕一氏の選任を、また、社外監査役周東秀成氏及び社外監査役新田東平氏の補欠監査役として長谷川威氏の選任をそれぞれお願いしたいと存じます。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付け、増配又は維持を目指すことを基本方針としています。

この基本方針に基づき、剰余金の配当（第76期期末配当）につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき80円
総額 494,378,240円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日（第76期期末配当金の支払開始日）
2025年9月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、改めて取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

1

まえしま
前島

ようへい
洋平

1967年2月5日生 58歳

> 所有する当社の株式の数：107,000株

再任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年5月 医師免許取得
1991年5月 岡山大学医学部附属病院内科研修
1997年3月 医学博士号取得（岡山大学）
1998年9月 米国ハーバード大学医学部リサーチフェロー
2001年10月 岡山大学医学部附属病院助手
2008年1月 岡山大学医学部・歯学部附属病院講師
2011年11月 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授兼東北大学加齢医学研究所・共同研究員
2014年9月 当社取締役
2015年9月 当社代表取締役社長（現任）
2018年3月 経営学修士号取得（GLOBIS経営大学院）

> 取締役候補者とした理由

前島洋平氏は医師であり、医療の研究・臨床・教育、それぞれの分野で豊富な知識と経験を有しています。またそれに関連する人脈、情報ネットワークは、有望なビジネスを創造するために有益なものであり、当社の存在意義や価値を高めることができると判断したため、取締役候補者となりました。

2

いそだ
磯田

きょうすけ
恭介

1974年9月6日生 51歳

> 所有する当社の株式の数：6,800株

再任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年3月 当社入社
2012年7月 当社経営企画室マネージャー
2013年9月 当社取締役経営企画室室長
2017年9月 当社常務取締役経営企画室室長
2021年7月 当社常務取締役経営企画本部長
2022年9月 当社専務取締役経営企画本部長（現任）

> 取締役候補者とした理由

磯田恭介氏は、当社入社以来、人事労務・企画部門での経験を積み、同部門の業務に精通しています。よって適切に職務が遂行できると判断し、取締役候補者となりました。

3

むらた のぶはる
村田 宣治1975年5月29日生 50歳
> 所有する当社の株式の数：12,400株

再任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月 当社入社
 2006年 7 月 当社管理本部マネージャー
 2013年 9 月 当社取締役管理本部長
 2017年 9 月 当社常務取締役管理本部長（現任）

> 取締役候補者とした理由

村田宣治氏は、当社入社以来、経理・財務部門での経験を積み、同部門の業務に精通しています。よって適切に職務が遂行できると判断し、取締役候補者となりました。

4

くわむら かつゆき
桑村 勝之1974年10月9日生 50歳
> 所有する当社の株式の数：6,100株

再任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4 月 (株)四国メディカルアビリティーズ入社
 2010年 1 月 (株)カワニシ高松支店長
 2014年 7 月 同社松山支店長
 2015年 7 月 同社取締役開発一般事業部長
 2017年 7 月 同社取締役営業本部長
 2018年 7 月 同社常務取締役営業本部長
 2020年 7 月 当社執行役員営業本部長補佐
 2020年 9 月 当社取締役営業本部長
 2022年 9 月 当社常務取締役営業本部長（現任）

> 取締役候補者とした理由

桑村勝之氏は、当社入社以来、営業部門での経験を積み、当社の連結子会社である株式会社カワニシの営業本部長を務めたことから、同部門の業務に精通しています。これらの経験をもとに適切に職務が遂行できると判断し、取締役候補者となりました。

5 かわもと ゆきこ
川元 由喜子 1962年1月10日生 63歳
> 所有する当社の株式の数：1,800株

再任

社外

独立

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 日興証券(株) (現 S M B C日興証券(株)) 入社
1995年1月 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問(株) (現 H S B Cアセットマネジメント(株)) 入社
1999年9月 同社日本株運用チーム・ヘッド
2002年9月 同社運用部ダイレクター
2003年11月 同社退社
2009年1月 ありがとう投信(株)ファンドマネージャー
2016年3月 同社退社
2018年9月 当社取締役 (現任)

> 社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

川元由喜子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、証券会社や投資顧問会社での業務経験を通じて、金融分野に関する幅広い知識と経験を有しています。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対して、投資家の視点から有効な助言をいただけることを期待し、取締役候補者となりました。なお同氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

> 社外取締役としての在任期間

川元由喜子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年です。

6 きたがわ ゆきひろ
北川 敬博 1960年1月10日生 65歳
> 所有する当社の株式の数：300株

再任

社外

独立

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 (株)ジョンプル入社
1986年1月 同社商品企画室長
1988年8月 同社専務取締役
1993年11月 同社代表取締役社長
2019年8月 同社顧問
2020年7月 同社顧問退任
2020年9月 当社取締役 (現任)

> 社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

北川敬博氏は、アパレル業界で商品企画等の経験を積んだ後、永年にわたり企業の経営に携わり、会社経営全般に対する豊富な知識と経験を有しています。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対して、経営者の視点から有効な助言をいただけることを期待し、取締役候補者となりました。なお同氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

> 社外取締役としての在任期間

北川敬博氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年です。



た く ば
田久保

よし ひ こ
善彦

1970年4月24日生 55歳
> 所有する当社の株式の数：300株

再任

社外

独立

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 株式会社三菱総合研究所入社
2003年5月 株式会社グロービス入社
2006年4月 グロービス経営大学院大学 経営研究科 助教授
2006年7月 株式会社グロービス マネジング・ディレクター
2008年4月 グロービス経営大学院大学 経営研究科 副研究科長 教授
2009年12月 学校法人グロービス経営大学院 常務理事
2012年4月 グロービス経営大学院大学 経営研究科 研究科長 教授
2023年7月 グロービス経営大学院大学 副学長 教授
2024年6月 フォーススタートアップス株式会社 社外取締役（現任）
2024年9月 当社取締役（現任）
2025年7月 グロービス経営大学院大学 特任副学長 教授（現任）

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田久保善彦氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年グロービス経営大学院大学の教授として、経営、人材育成、組織運営にかかわる専門的知識を有し、MBA人材や経営者の育成を行ってきた実績があります。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対して、人的資本の観点から有効な助言をいただけることを期待し、取締役候補者としてしました。なお同氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

> 社外取締役としての在任期間

田久保善彦氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の年齢及び在任年数は本定時株主総会終結時のものです。
3. 川元由喜子氏、北川敬博氏及び田久保善彦氏は、社外取締役候補者です。なお、当社は現在川元由喜子氏、北川敬博氏及び田久保善彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
4. 当社は、川元由喜子氏、北川敬博氏及び田久保善彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しています。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、社外監査役守谷純一氏及び社外監査役新田東平氏の2名は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

1	もりや じゅんいち 守谷 純一	1963年4月14日生 62歳 > 所有する当社の株式の数：1,100株	再任	社外
---	--------------------	---	----	----

> 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年4月 (株)中国銀行入行
2008年2月 同行三次支店長
2013年6月 同行笠岡支店長
2015年6月 同行児島支店長
2017年6月 同行人事部付
2017年9月 当社監査役（現任）

> 社外監査役候補者とした理由

守谷純一氏は、銀行での業務経験を通じて、数多くの企業評価を行ってきました。その経験は当社の監査機能の強化に資すると判断し、監査役候補者となりました。

> 社外監査役としての在任期間

守谷純一氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年です。

> 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 8 月 新和監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
1984年 3 月 公認会計士 登録
1999年 5 月 同法人社員（現 アソシエイト・パートナー）
2006年 5 月 同法人代表社員（現 パートナー）
2007年 7 月 同法人岡山事務所事務所長
2020年 6 月 同法人定年退職
2020年 7 月 新田東平公認会計士事務所 開所（現任）
2021年 8 月 E・Jホールディングス(株) 社外取締役（現任）
2021年 9 月 当社監査役（現任）

> 社外監査役候補者とした理由

新田東平氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識及び永年にわたり企業の会計監査に携わってきた経験を有しています。一般株主と利益相反が生じない独立した立場から有効な助言をいただくため、監査役候補者となりました。

> 社外監査役としての在任期間

新田東平氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年です。

（注）1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 守谷純一氏及び新田東平氏は社外監査役候補者です。当社は、新田東平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
3. 当社は、守谷純一氏及び新田東平氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しております。全ての監査役候補者は、監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

2024年9月26日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された大畑裕一氏及び長谷川威氏の選任の効力は、本総会の開始される時までです。つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役守谷純一氏の補欠監査役として大畑裕一氏の選任を、また、社外監査役周東秀成氏及び社外監査役新田東平氏の補欠監査役として長谷川威氏の選任をそれぞれお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

1 おおはた ゆういち 大畑 裕一 1964年10月14日生 60歳
> 所有する当社の株式の数：22,200株

> 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2004年1月 (株)カワニチーフマネージャー
2004年9月 同社取締役
2011年9月 同社代表取締役社長
2015年7月 同社取締役会長
2023年7月 当社監査役付部長
2024年10月 当社監査役付（現任）

2 は せ が わ たけし 長谷川 威 1968年4月4日生 57歳
> 所有する当社の株式の数：0株

> 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2002年10月 弁護士登録
2005年10月 長谷川威法律事務所開業
2011年4月 岡山弁護士会副会長
2017年10月 倉敷市監査委員（現任）
2021年1月 岡山中央法律事務所 入所（現任）

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の年齢は本定時株主総会終結時のものです。
3. 長谷川威氏は、補欠の社外監査役候補者です。同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定です。
4. 長谷川威氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験・実績及び幅広い知識と見識を有しているため、その専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言をいただくためです。

5. 大畑裕一氏が監査役に、長谷川威氏が社外監査役にそれぞれ就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しております。各候補者が監査役に就任した場合は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

(ご参考)

取締役会のスキルマトリックス

・本定時株主総会における取締役選任議案が全て原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

						専門性と経験						
	氏名	役位	年齢	在任年数	性別	資格	経営	グローバル	臨床経験 営業	財務 会計 M&A	法務 リスク管理	人事 労務
取締役	前島 洋平	代表取締役社長	58	11	男	医師	●	●	●			●
	磯田 恭介	専務取締役	51	12	男							●
	村田 宣治	常務取締役	50	12	男					●	●	
	桑村 勝之	常務取締役	50	5	男				●			
	川元 由喜子	社外取締役 (独立)	63	7	女			●		●		
	北川 敬博	社外取締役 (独立)	65	5	男		●					●
	田久保 善彦	社外取締役 (独立)	55	1	男		●					●
監査役	守谷 純一	常勤社外監査役	62	8	男					●	●	
	周東 秀成	社外監査役 (独立)	49	7	男	弁護士					●	
	新田 東平	社外監査役 (独立)	67	4	男	公認 会計士				●		

スキルマトリックス各項目の定義

項目	定義
経営	企業もしくは団体でのトップマネジメントの経験
グローバル	海外駐在経験、もしくは外資系企業での勤務経験
臨床経験・営業	医療・介護現場での業務経験や営業経験
財務・会計・M&A	財務業務、M&A等の実務経験
法務・リスク管理	法務業務、リスク管理等の実務経験
人事・労務	人事労務業務の実務経験

以上

事業報告 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

2027年6月期を最終年度とする当社グループの中期経営計画では「現業強化・生産性向上」、「SDGs推進・ESG経営」、「新規事業探索・育成」、「DXの推進」を重点ポイントに定め、各種施策を推進しています。そして、さらに長期的な視点で経営を行うべく、2030年に向けて当社グループが目指す姿として、「国内最高の医療機器商社」、「営業利益の20%を海外から獲得」、「30以上の新製品・サービスを上市」という3本柱からなる「VISION2030」を制定し、実現に向けた基盤づくりを開始しています。

一方、顧客である医療・介護施設では、人員不足や物価高騰に伴う人件費の増加、補助金などの財政支援の減少によって設備投資に慎重になりつつあり、当期の設備備品は例年を下回る結果となりました。しかしながら、ロボット手術や不整脈治療など、新技術へのニーズが高い領域では、引き続き積極的な設備投資が行われています。

その結果、当期の連結売上高は1,227億2百万円（前期比3.5%増）、連結営業利益19億79百万円（前期比11.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益14億30百万円（前期比4.7%減）となりました。

連結売上高	1,227億2百万円 (前期比3.5%増)
-------	--------------------------

連結営業利益	19億79百万円 (前期比11.1%減)
--------	-------------------------

連結経常利益	19億62百万円 (前期比12.6%減)
--------	-------------------------

親会社株主に 帰属する当期純利益	14億30百万円 (前期比4.7%減)
---------------------	------------------------

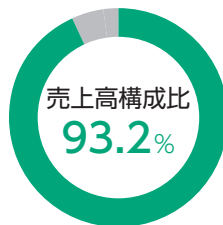
事業セグメント別の概況は、次のとおりです。

医療器材事業

(株)カワニシ・サンセイ医機(株)・
日光医科器械(株)・(株)カワニシバークメド・
(株)オルシード・
THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.

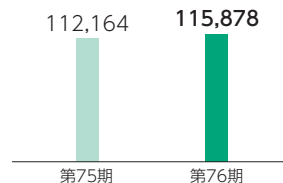
主要商品

人工関節、ペースメーカー、冠動脈ステント、MRI、
鋼製器具、超音波メスなどの医療器材全般



売上高

(単位：百万円)



医療器材事業の商品分類別売上高は下記のとおりです。ただし、当該商品分類別売上高については、管理会計に基づく集計値を元に分析を行っています。そのため、商品分類別売上高の合計は医療器材事業の売上高と一致していませんが、これによる分析の正確性への影響は軽微であると判断しています。また、各商品分類における前期比の記載においては、今期から一部商品の集計区分を変更したため、前期実績も同じ区分で再集計して比較しています。

<医療器材事業 商品分類別売上高>

単位：百万円

	前期		当期		増減	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	増減率(%)
手術関連消耗品	48,567	42.5	50,457	42.7	1,890	3.9
整形外科消耗品	26,122	22.9	28,885	24.5	2,762	10.6
循環器消耗品	22,460	19.6	24,083	20.4	1,623	7.2
消耗品 小計	97,150	85.0	103,425	87.6	6,275	6.5
設備備品	17,172	15.0	14,687	12.4	△2,485	△14.5
商品分類別売上高 合計	114,322	100.0	118,113	100.0	3,791	3.3
調整額	△2,158	—	△2,235	—	△77	—
医療器材事業 合計	112,164	—	115,878	—	3,714	3.3

医療器材事業の成長の軸は消耗品の売上高です。特に近年は関西地方を重点エリアとした営業活動を推進してきましたが、顧客獲得に一定の見通しがついたことにより、今期から連結子会社である株式会社カワニシの神戸営業所を関西支店に昇格させ、営業基盤の強化を図りました。また、世界的な物価高騰に伴う医療機器の仕入価格上昇は現在も継続していますが、我々は顧客ニーズを満たした安価な代替品提案を織り交ぜながら、可能な限り販売価格に転嫁する交渉を行っています。

これらの結果、医療器材事業の消耗品の売上高は前期比6.5%増となりました。その内訳は以下のとおりです。

手術関連消耗品の売上高は、前期比3.9%増となりました。主力の外科関連製品が同5.2%増と堅調に推移したことに加え、従来から重点的に営業活動を行っている糖尿病関連製品を含む内科関連製品が同12.3%増と業績を牽引しました。また、2023年4月より始まった福島県におけるオリンパスマーケティング社の代理店としての活動により、消化器内視鏡関連製品が同5.1%増となりました。

整形外科消耗品の売上高は、前期比10.6%増となりました。前期に開業した医療機関の本格稼働や、今期新たに獲得した施設の影響により、人工関節関連製品が同10.5%増、外傷・スポーツ・関節鏡（※1）関連製品が同8.3%増となり、医療器材事業の業績を牽引しました。また、2024年6月の償還価格改定の影響などにより減少傾向にあった脊椎関連製品も、第3四半期には増加に転じ、前期比1.2%増となりました。なお、人工関節の分野において普及しているロボット手術については、前期に引き続き、その導入支援を積極的に行っています。

（※1）膝や肩などの関節内にカメラを挿入して行われる低侵襲手術

循環器消耗品の売上高は、前期比7.2%増となりました。昨年まで増加を続けていた心臓血管外科領域はTAVI（※2）の症例数の伸びが落ち着いてきたことから、前期比3.1%減となったものの、新規獲得施設の影響により、カテーテルアブレーション（※3）関連製品が同13.4%増、心臓虚血治療関連製品が同8.8%増と業績拡大に寄与しました。

（※2）心臓の大動脈弁を低侵襲に人工弁へ置換する治療

（※3）頻脈の原因となる心筋組織を焼灼もしくは凝固する治療

設備備品の売上高は、各種補助金による需要が一段落したことに加え、医療機関の設備投資意欲が見込みよりも減退したことで前期比14.5%減となりました。その一方で新規領域の開発を進めており、クリニック向け自動精算機テマサックは順調に販売台数を伸ばしています。また、2025年1月6日に設立した株式会社オルシードでは、環境に配慮したサーキュラーエコノミー（循環経済）による持続可能な社会の実現を目指し開発した、次世代型ごみ処理機「低熱分解型アップサイクルユニット O L S T E C H®（オルステック）」の販売も開始し、売上実績を計上しています。

その結果、医療器材事業は、売上高1,158億78百万円（前期比3.3%増）となりました。しかしながら、設備備品の需要減少により売上総利益が伸び悩んだことに加え、人的資本への投資としての給与ベースアップ、組織体制の強化に向けた人員補強、O L B A - D X 推進のためのシステム投資などにより販売管理費が前年を上回ったことから、営業利益は17億74百万円（前期比12.9%減）となりました。

S P D事業

(株)ホスネット・ジャパン

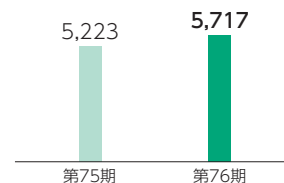
主要サービス

病院の物品管理、情報管理、購買管理及びこれらに関連するサービス



売上高

(単位：百万円)



S P D事業は、仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁する活動を継続したことと、物価上昇に伴う管理料の値上げ交渉を粘り強く継続した結果、売上高は57億17百万円（前期比9.4%増）となりました。また、販売管理費は給与ベースアップなどの影響により増加しましたが、仕入改善に努めたことにより、営業利益は1億13百万円（前期比9.0%増）となりました。

介護用品事業

(株)ライフケア

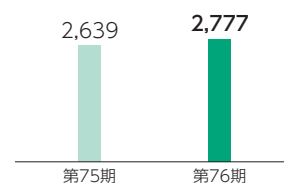
主要商品・サービス

介護用品レンタル、福祉用具販売、介護リフォーム



売上高

(単位：百万円)



介護用品事業は、在宅医療・居宅介護の需要が引き続き高く、主力のレンタル事業が前期比4.7%増と順調に推移しました。また、レンタルに付随する物品販売についても、提案営業を強化したことにより同10.8%増となりました。その結果、売上高は27億77百万円（前期比5.2%増）となりました。営業利益が2億5百万円（前期比1.8%減）となっているのは、四国地方における新規出店に伴う経費の増加によるもので、今後の営業活動拡大への先行投資と位置づけています。

2.設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は15億94百万円です。

主なものは、事務所新築移転等費用として9億52百万円、病医院への貸出・緊急対応用医療機器購入費用として5億19百万円、パソコン・サーバー機器購入費用として76百万円、事務機器購入費用として27百万円などです。

3.資金調達の状況

当期における資金調達は、自己資金のほか金融機関から借入を行いました。

4.事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5.他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6.吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7.他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8.財産及び損益の状況

区分	期別	第73期 (2022年6月期)	第74期 (2023年6月期)	第75期 (2024年6月期)	(ご参考) 第76期 (2025年6月期)
売上高	(千円)	107,959,426	110,472,640	118,564,924	122,702,463
経常利益	(千円)	2,119,844	2,158,041	2,244,420	1,962,447
親会社株主に帰属 する当期純利益	(千円)	1,535,333	1,414,238	1,500,356	1,430,099
1株当たり当期純利益	(円)	252.80	234.90	251.68	241.43
総資産	(千円)	39,968,672	40,878,181	43,237,194	45,871,212
純資産	(千円)	9,093,306	10,327,643	11,373,691	12,255,637

9.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループでは、会社の経営の基本方針として「社員憲章」を定めています。この「社員憲章」は、①事業のあり方、②組織のあり方、③メンバーのあり方、の3項目から構成され、当社グループのメンバーがよって立つべき企業理念を体現したのものにもなっています。

また、国連の採択したSDGs（持続可能な開発目標）はこうした当社の経営方針と非常に親和性が高いため、その17項目のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「13. 気候変動に具体的な対策を」「17. パートナリシップで目標を達成しよう」の6つを実現するように努めています。

当社グループは、絶えずサービスのイノベーションを図り、グループ会社間でのノウハウ共有とインフラ統合を進めていくとともに、新技術や独自のノウハウを持つ企業と幅広く連携・提携を進めていきます。

オルバグループ社員憲章

事業のあり方

- ビジネスを通じて、医学・医療・介護の発展に貢献し、国民の健康長寿に寄与する
- 革新的な新機能・新技術の恩恵を、患者と医療機関に速やかに適切に提供する
- ステークホルダー（顧客、取引先、社員、地域社会、株主）の皆様に、誠実かつ継続的に価値を提供し、持続可能な経営を追求する
- 業界の内外を問わず積極的に交わり、創造性を育み、グローバルな視点でフロンティアを探索する

組織のあり方

- 人材育成を尊び、「マネジメント（人を通じて事を成す）」に重きをおく
- ダイバーシティを重視し、多様な意見や価値観、働き方を認め合う
- いかなるときも、フェアな競争と取引を心掛ける
- 競争によってもたらされた成果は、新たな価値を創造するために再投資する
- メンバーが心身ともに健康で、貢献意欲を持つことのできる環境を整備する

メンバーのあり方

- 自発的かつ主体的な成長意志を持つ
- 過去の成果に安住せず、謙虚に学び続ける
- 自身の貢献や努力なしに便益を得ようとするフリーライディングを善しとしない
- 社内外のビジネス上のパートナーを尊重し、高い倫理観と誇りをもって業務に臨む

(2) 目標とする経営指標

当社は、企業集団の成長、ならびに業務プロセスの効率性を測定するうえで、売上高と営業利益を重視しています。2025年6月期を初年度とする中期経営計画においては、2027年6月期の連結売上高1,350億円、連結営業利益27億円を目標としていました。中期計画の初年度である2025年6月期は、連結売上高はおおむね予算通りでしたが、連結営業利益は予算を大きく下回る結果となりました。

この要因として、設備備品の需要減退、消耗品の利益率の低下が挙げられます。顧客である医療・介護施設においては、人員不足に伴う人件費の増大、物価高騰、補助金などの財政支援の減少といった外部環境の影響を受け、設備投資に慎重な姿勢が見られました。消耗品に関しては、物価高騰の影響で上昇した仕入価格を、販売価格へ十分に転嫁できませんでした。

今後は現業を強化すべく、手術関連、整形外科、循環器といった各専門領域におけるグループ内連携をさらに進めるとともに、新たな収益源の確立に向けて、自動精算機をはじめとする当社グループオリジナル製品の拡販も推進していきます。また、変わりゆく事業環境に適応し、持続可能な経営を実現していくためには、DX (Digital transformation: デジタル化によるビジネスモデル等の再構築) と給与ベースアップや人材育成を含む人的資本への継続的な投資も必要であると考えています。

これらの取り組みを基盤に、2026年6月期を初年度とする中期経営計画をあらためて策定し、2028年6月期に目指す経営指標を、連結売上高1,420億円、連結営業利益27億円としました。また、上記のような投資余力を保持するためには、ROEを現状水準程度に保ちながらも自己資本を充実させることが重要と考えています。(過去5年のROEの単純平均実績: 14.2%)

(3) 中長期的な会社の経営戦略

厚生労働省が示した「地域医療構想」においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けてさまざまな取り組みが進められてきました。その後継策として2024年12月に取りまとめが行われた「新たな地域医療構想」においては、85歳以上の高齢者人口の増加や人口減少がさらに進む2040年頃を視野に入れ、全ての地域・全ての世代の患者が適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者が持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を整備することが課題に挙げられています。これらの課題に対応するためには、限られた医療資源を最適化・効率化しながら、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築することが必要とされています。一方で、ロボットを使用した手術や、がんゲノム等の遺伝子解析による個別化医療が一部で実現されるなど医療技術は目覚ましく進歩しています。もちろん、従前より当社グループが得意としてきた整形外科領域や循環器領域 (循環器内科・心臓血管外科)、手術関連領域、またその他の領域においても、引き続き様々なサービス提供が医療現場より求められています。

こうした環境に対応すべく、当社グループでは2028年6月期を最終年度とする中期経営計画のポイントを以下の図のようにまとめました。なお、中期経営計画は毎年見直し、常に最新の中期計画による目標管理を行ってまいります。

2026/6期～2028/6期 中期経営計画のポイント



- ①OLBA-DX：DXによって、あらゆる業務のあり方を見直します。非生産業務をできるだけ効率化して顧客へのサービス提供時間の最大化を図ると同時に、ICTツールを用いて営業活動の質を向上させ、顧客満足度を高めていきます。社員のITスキルを向上させる取り組みにも注力します。
- ②生産性向上：現業の強化・効率化とロジスティクスの革新がポイントです。仕入交渉力の強化、業務合理化などをさらに進めるほか、グループ内連携の強化、医療機器の安定供給に向けたロジスティクス基盤の充実により、顧客提供価値の最大化を目指します。
- ③未来への投資：新規事業育成・外部連携促進・サステナビリティ確保がポイントです。新規事業として、タイ王国でのビジネス基盤の確立、カワニシパークメドによるクリニック向けビジネスの拡大、ならびに次世代ごみ処理機の開発・販売を通じて地球環境保護にも貢献する新会社「オルシード」の育成を進めていきます。また、業界内外を問わない業務連携、人的資本への投資も行っていきます。

なお、2030年に向けて当社グループが目指す姿として、2024年6月期に設定した「VISION2030」の内容は以下のとおりです。

- 1) 国内最高の医療機器商社を目指す
- 2) 営業利益の20%は、海外から獲得する
- 3) 30以上の新製品・サービスを上市する

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、「会社の経営の基本方針」に基づき、グループ各社に対する資金・人材・インフラ事業政策等をサポートすることで企業価値の向上に努めていきます。

また、コンプライアンスの徹底、適切なリスク管理並びに適正な情報の開示を行い、グループの社会的価値を高めていきます。

10. 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

事業内容	会社名
医療器材事業	株式会社カワニシ
	サンセイ医機株式会社
	日光医科器械株式会社
	株式会社カワニシバークメド
	株式会社オルシード
	THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.
S P D事業	株式会社ホスネット・ジャパン
介護用品事業	株式会社ライフケア
全社	オルバヘルスケアホールディングス株式会社

11. 主要な営業所（2025年6月30日現在）

(1) 当社 本社 岡山市北区

(2) 子会社

名称	事業所	所在地
株式会社カワニシ	本社	岡山市北区
サンセイ医機株式会社	本社	福島県郡山市
日光医科器械株式会社	本社	大阪府八尾市
株式会社カワニシバークメド	本社	岡山市北区
株式会社オルシード	本社	岡山市北区
THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.	本社	タイ王国パトゥムターニー県
株式会社ホスネット・ジャパン	本社	岡山市北区
株式会社ライフケア	本社	岡山市北区

12. 従業員の状況（2025年6月30日現在）

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
医療器材事業	1,011名（148名）	29名増	38.9歳	10.1年
S P D事業	179名（111名）	5名増	42.4歳	10.0年
介護用品事業	153名（6名）	6名増	36.1歳	7.3年
全社	50名（2名）	1名減	43.7歳	13.7年
合計又は平均	1,393名（267名）	39名増	39.2歳	9.9年

（注）1. 従業員数は就業人員です。

2. 従業員数欄の（外書）は、年間臨時従業員の平均雇用人員（1日8時間換算）です。

3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

13. 主要な借入先（2025年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社伊予銀行	491,660千円
株式会社中国銀行	475,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	475,000千円
株式会社三井住友銀行	475,000千円

14. 重要な親会社及び子会社の状況（2025年6月30日現在）

（1）重要な親会社の状況

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カワニシ	300,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
サンセイ医機株式会社	20,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
日光医科器械株式会社	10,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
株式会社カワニシバークメド	50,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
株式会社オルシード	30,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.	2,000千タイ・ パーツ	49.0%	医療機器及び関連機器の販売
株式会社ホスネット・ジャパン	71,000千円	100.0%	物品・情報管理及び購買管理業務
株式会社ライフケア	50,000千円	100.0%	在宅介護用ベッド・用品の販売・レンタル

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 当社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

1.発行可能株式総数

普通株式 18,000,000株

2.発行済株式の総数

普通株式 6,250,000株（自己株式 70,272株を含む）

3.株主数

10,133名

4.大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社マスプ	859千株	13.91%
前島達也	486千株	7.87%
オルバヘルスケア従業員持株会	392千株	6.35%
株式会社山陰合同銀行	278千株	4.51%
株式会社中国銀行	277千株	4.49%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	255千株	4.13%
光通信株式会社	165千株	2.68%
株式会社伊予銀行	165千株	2.67%
有限会社ティ・エム・テラオカ	151千株	2.44%
権瓶和雄	149千株	2.42%

（注）持株比率は当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合です。

5.当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6.その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 当社の会社役員に関する事項

1.取締役及び監査役の状況

(2025年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 島 洋 平		
専 務 取 締 役	磯 田 恭 介	経営企画本部長	
常 務 取 締 役	村 田 宣 治	管理本部長	
常 務 取 締 役	桑 村 勝 之	営業本部長	
社 外 取 締 役	川 元 由喜子		
社 外 取 締 役	北 川 敬 博		
社 外 取 締 役	田久保 善 彦		フォーススタートアップス株式会社 社外取締役
常勤社外監査役	守 谷 純 一		
社 外 監 査 役	周 東 秀 成		弁護士
社 外 監 査 役	新 田 東 平		公認会計士 E・Jホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 2024年9月26日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、取締役服部輝彦氏は、任期満了により退任しました。
2. 2024年9月26日開催の第75期定時株主総会において、新たに、田久保善彦氏は取締役に選任され、就任しました。
3. 監査役新田東平氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

2.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

3.役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社、当社の子会社及び関連会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

4.当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 2025年6月期に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2023年6月30日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」を以下のとおり決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等のうち、固定報酬及び株式報酬については、以下の方針に基づいて算出されています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

1. 基本方針

- (1) 当社は、役員報酬をコーポレート・ガバナンス上の重要事項と認識しており、この認識のもと本決定方針を定める。
- (2) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、①役位・職責に応じた基本報酬としての固定報酬（金銭報酬）、②事業年度ごとの業績目標達成のインセンティブとしての賞与（金銭報酬）、及び③中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブとしての株式交付信託による株式報酬（非金銭報酬）で構成する。
- (3) 当社の社外取締役の報酬等は、業績へのインセンティブに左右されない独立性を確保するため、基本報酬としての固定報酬のみとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等

(1) 固定報酬（金銭報酬）

基本報酬としての固定報酬は、役位、職責、経験、実績及び能力を総合的に評価したうえで決定する。なお、固定報酬は、毎月1回現金で支払う。

(2) 賞与（金銭報酬）

短期業績連動型報酬としての賞与は、固定報酬の月額に、①代表取締役社長については、事業年度ごとに設定する営業利益予算の前年比及び営業利益の予算達成率に基づき算出される係数を乗じることにより、②代表取締役社長以外の取締役については、当該係数に、当該取締役の職責に応じて個別に設定する、定性的な項目を含む目標の達成度に基づき算出される係数を加減算して得られる数を乗じることにより、それぞれ算出する。なお、賞与は、毎年1回一定の時期に現金で支払う。

(3) 株式報酬（非金銭報酬）

報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限に、取締役に対し、固定報酬の金額と役位に応じて算出されるポイントを付与し、原則として取締役の退任時において、付与されたポイントに応じた株式を交付する。

3. 個人別の報酬等の割合

- (1) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬、賞与及び株式報酬の割合は、これらの報酬が業績向上へのインセンティブとして適切に機能するものとなるよう、役位・職責に応じて決定する。
- (2) 当社の社外取締役の報酬等は、2（1）の固定報酬のみで構成されるものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

- (1) 取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき指名・報酬委員会がその決定の委任を受け、同委員会は、当該委任に基づき、各取締役の固定報酬及び賞与の金額を決議する。なお、株式報酬については、取締役会において定める当社株式交付規程に基づきポイントを付与する。
- (2) (1) の権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は社外取締役が委員長を務めるものとする。

また、当社は2025年6月30日開催の取締役会において、短期業績連動報酬（賞与）の計算のための係数の変更を主要な変更点として、上記「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」を以下のとおり改訂する旨決議しており、その内容は以下のとおりです。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等のうち、賞与については、以下の方針に基づいて算出されています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

1. 基本方針

- (1) 当社は、役員報酬をコーポレート・ガバナンス上の重要事項と認識しており、この認識のもと本決定方針を定める。
- (2) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、①役位・職責に応じた基本報酬としての固定報酬（金銭報酬）、②事業年度ごとの業績目標達成のインセンティブとしての賞与（金銭報酬）、及び③中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブとしての株式交付信託による株式報酬（非金銭報酬）で構成する。
- (3) 当社の社外取締役の報酬等は、業績へのインセンティブに左右されない独立性を確保するため、基本報酬としての固定報酬のみとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等

(1) 固定報酬（金銭報酬）

基本報酬としての固定報酬は、役位、職責、経験、実績及び能力を総合的に評価したうえで決定する。なお、固定報酬は、毎月1回現金で支払う。

(2) 賞与（金銭報酬）

短期業績連動型報酬としての賞与は、①代表取締役社長については、（ア）事業年度ごとに設定する営業利益予算の前年比及び営業利益の予算達成率に基づき算出される係数、並びに、（イ）事業年度ごとに設定するエンゲージメントスコアの目標の達成度に基づき算出される係数の合計値に、固定報酬の月額を乗じて得られる金額とする。また、②代表取締役社長以外の取締役（社外取締役を除く。）については、上記（ア）及び（イ）の係数、並びに、（ウ）当該取締役の職責に応じて事業年度ごとに個別に設定する定性的な項目を含む目標の達成度に基づき算出される係数の合計値に、当該取締役の固定報酬の月額を乗じて得られる金額とする。なお、賞与は、毎年1回一定の時期に現金で支払う。

(3) 株式報酬（非金銭報酬）

報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限に、取締役（社外取締役を除く。）に対し、固定報酬の金額と役位に応じて算出されるポイントを付与し、原則として取締役の退任時ににおいて、付与されたポイントに応じた株式を交付する。

3. 個人別の報酬等の割合

(1) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬、賞与及び株式報酬の割合は、これらの報酬が業績向上へのインセンティブとして適切に機能するものとなるよう、役位・職責に応じて決定する。

(2) 当社の社外取締役の報酬等は、2（1）の固定報酬のみで構成されるものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

(1) 取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき指名・報酬委員会がその決定の委任を受け、同委員会は、当該委任に基づき、各取締役の固定報酬及び賞与の金額を決議する。なお、株式報酬については、取締役会において定める当社株式交付規程に基づきポイントを付与する。

(2) (1) の権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は社外取締役が委員長を務めるものとする。

イ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（固定報酬）について、取締役会の委任決議に基づき、指名・報酬委員会が個人別の報酬等に関する決議を行っており、当該決議に係る内容は2023年6月30日開催の取締役会において決議された上記の決定方針に沿うものと判断しています。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（賞与）について、取締役会の委任決議に基づき、指名・報酬委員会が個人別の報酬等に関する決議を行っており、当該決議に係る内容は2025年6月30日開催の取締役会において決議された上記の決定方針に沿うものと判断しています。そして、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（株式報酬）については、固定報酬の金額と役位に応じてポイントが算出されており、その内容は2023年6月30日開催の取締役会において決議された上記の決定方針に沿うものと判断しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項等

取締役の報酬限度額は、株主総会（1998年11月10日）の決議により400,000千円以内（年額）となっています。

（報酬限度額には使用人兼務役員の使用人部分は含みません。）。なお、当該株主総会終了直後における取締役の員数は7名ですが、当該決議は、当該株主総会後の合併に伴う当社取締役の増員を勘案して行われたものであり、当該合併直後の取締役の員数は9名です。

監査役の報酬限度額は、株主総会（1998年11月10日）の決議により80,000千円以内（年額）となっています。なお、当該株主総会終了直後における監査役の員数は3名です。

上記に加え、2018年9月20日開催の株主総会において、取締役(社外取締役を除く。以下本段落において同じ。)に対する株式交付信託による株式報酬制度を導入しています（なお、本制度導入時における本制度の対象となる取締役の員数は6名です。）。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、上記の固定報酬額とは別枠で、当社の取締役に対する株式報酬として、当社株式交付規程に基づき、150百万円（3事業年度）を上限とする金銭を株式取得資金として拠出し、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限として取締役にポイントを付与するものです。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

なお、本制度の導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しています。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において、当社では取締役会の委任決議に基づき、指名・報酬委員会が個人別報酬額の具体的内容（固定報酬及び賞与の個人別金額）を決定しています。指名・報酬委員会に対して決定権限を委任した理由は、社外取締役が委員長を務める同委員会が個人別報酬額の具体的内容を決定することにより、報酬の決定プロセスの客観性・透明性が高まると考えられるためです。なお、指名・報酬委員会は社外取締役 北川敬博を委員長として、代表取締役社長 前島洋平、常務取締役管理本部長 村田宣治及び社外取締役 川元由喜子の4名で構成されています。また、上記の権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は社外取締役が委員長を務めています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
		固定報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	145,705 (16,710)	116,910 (16,710)	12,520	16,275	8 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	23,160 (23,160)	23,160 (23,160)	—	—	3 (3)
合計	168,865	140,070	12,520	16,275	11

- (注) 1. 上記には2024年9月26日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。
2. 当社は、取締役の事業年度ごとの業績目標達成のインセンティブとして、2025年6月30日開催の取締役会において決議された上記「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」に基づき、短期業績連動型報酬としての賞与を支給しています。賞与決定にあたっての基本的な指標は、業績評価にかかわる重要な指標である営業利益及び企業の持続的成長を果たすうえで必要な従業員エンゲージメントの状況を示すエンゲージメントスコアとしており、営業利益予算の前年比及び営業利益の予算達成率並びに事業年度ごとに設定するエンゲージメントスコアの前年改善度に基づき算出される係数に基づき賞与額を計算します。当事業年度においては、営業利益の前年実績額が2,226百万円、営業利益予算額が2,270百万円で営業利益予算の前年比101.9%、営業利益の当年実績額が1,979百万円で営業利益の予算達成率87.2%となっており、また、エンゲージメントスコアの実績値は前年実績値を上回っており、これらに基づき係数を決定いたしました。また、代表取締役社長以外の取締役については、個々の職責遂行に対するインセンティブという観点から、個々に設定される目標（定性的な事項に関する目標を含みます。）の達成度も加味して賞与額が決定されています。
3. 賞与及び株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。

5.社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	川元由喜子	取締役会 19／19回 出席 指名・報酬委員会 4／4回 出席 社外役員会議(注) 4／4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会、指名・報酬委員会及び社外役員会議全てに出席しました。出席した会議体において、証券会社や投資顧問会社での業務経験で得た、金融分野に関する幅広い知識と経験をもとに、当社の経営課題に対して、投資家の視点から有効な発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外取締役	北川敬博	取締役会 18／19回 出席 指名・報酬委員会 5／5回 出席 社外役員会議 4／4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会19回中18回に、指名・報酬委員会及び社外役員会議全てに、それぞれ出席しました。出席した会議体において、永年にわたる会社経営で得た、経営全般に対する豊富な知識と経験をもとに、当社の経営課題に対して、経営者の視点から有効な発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外取締役	田久保善彦	取締役会 16／16回 出席 社外役員会議 3／3回 出席	2024年9月26日の社外取締役就任以後、当事業年度中に開催された取締役会及び社外役員会議全てに出席しています。出席した会議体において、大学院での教授経験で得た、経営、人材育成、組織運営に対する豊富な知識と経験をもとに、当社の経営課題に対して、人的資本の視点から有効な発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外監査役	守谷純一	取締役会 19／19回 出席 監査役会 13／13回 出席 社外役員会議 4／4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会及び社外役員会議全てに出席しました。また、監査役会及び社外役員会議では議長を務めました。出席した会議体において、銀行での数多くの企業評価を行ってきた経験に基づき、有益な発言を行いました。
社外監査役	周東秀成	取締役会 19／19回 出席 監査役会 13／13回 出席 社外役員会議 4／4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会及び社外役員会議全てに出席しました。出席した会議体において、主に弁護士としての豊富な経験や専門的見地から当社グループのコンプライアンス体制の構築の観点から有益な発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外監査役	新田東平	取締役会 19／19回 出席 監査役会 13／13回 出席 社外役員会議 4／4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会及び社外役員会議全てに出席しました。出席した会議体において、公認会計士としての専門的知識及び永年にわたり企業の会計監査に携わってきた経験をもとに、社外監査役として一般株主と利益相反が生じない独立した立場から発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。

(注) 当社は、社外役員らを構成員とし次の事項を目的に「社外役員会議」を設置しています。

- ①当社グループの経営上の課題等に対する社外役員間での情報交換、検討、審議
- ②当社グループの経営内容の理解を深めるための社外役員相互の情報交換、検討、審議
- ③当社の重要な委員会等の健全な運営の監視監督、経営陣による適正な判断・手続きが行われるよう担保するための情報交換、検討、審議

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項に基づく報酬等の額 60,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していないため、これらの合計額を記載しています。

(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 60,000千円

(3) 監査役会が上記報酬等について同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、同意を行っています。

3. 非監査業務の内容

非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）は、委託していません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	36,923,634	流動負債	29,821,745
現金及び預金	3,470,220	支払手形及び買掛金	18,412,143
受取手形、売掛金及び契約資産	23,159,146	電子記録債務	8,630,861
電子記録債権	3,210,757	1年以内返済予定の長期借入金	400,080
商品	6,417,099	リース債務	144,597
その他	680,891	未払法人税等	491,090
貸倒引当金	△14,480	賞与引当金	43,189
		その他	1,699,784
固定資産	8,947,578	固定負債	3,793,829
有形固定資産	5,504,334	長期借入金	1,516,580
建物及び構築物	1,456,866	長期未払金	121,600
機械装置及び運搬具	24,247	リース債務	884,890
工具、器具及び備品	522,383	繰延税金負債	378,275
土地	1,554,139	役員株式給付引当金	307,323
リース資産	934,512	役員退職慰労引当金	2,450
建設仮勘定	1,012,185	退職給付に係る負債	523,070
無形固定資産	625,506	その他	59,639
投資その他の資産	2,817,736	負債合計	33,615,575
投資有価証券	368,182	純資産の部	
退職給付に係る資産	1,505,624	株主資本	11,768,515
繰延税金資産	483,315	資本金	607,750
その他	477,589	資本剰余金	329,415
貸倒引当金	△16,974	利益剰余金	11,382,644
資産合計	45,871,212	自己株式	△551,294
		その他の包括利益累計額	487,121
		その他有価証券評価差額金	160,505
		為替換算調整勘定	△4,181
		退職給付に係る調整累計額	330,797
		純資産合計	12,255,637
		負債・純資産合計	45,871,212

連結損益計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	122,702,463	
売上原価	108,793,459	
売上総利益	13,909,004	
販売費及び一般管理費	11,929,049	
営業利益	1,979,954	
営業外収益		
受取利息	1,311	
受取配当金	2,746	
為替差益	3,035	
投資事業組合運用益	3,926	
受取手数料	943	
受取保険金	2,690	
助成金収入	3,270	
売電収入	8,470	
その他	8,850	35,244
営業外費用		
支払利息	37,676	
リース解約損	1,171	
売電費用	4,647	
その他	9,255	52,751
経常利益	1,962,447	
特別利益		
有形固定資産売却益	1,489	
受取補償金	5,000	6,489
特別損失		
投資有価証券評価損	19,082	
有形固定資産除却損	3,148	
減損損失	26,975	49,206
税金等調整前当期純利益	1,919,729	
法人税、住民税及び事業税	578,085	
法人税等調整額	△88,454	489,630
当期純利益	1,430,099	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,430,099	

計算書類

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,897,203
現金及び預金	1,565,302
営業未収入金	141,684
短期貸付金	2,099,297
前払費用	73,598
その他	17,321
固定資産	6,604,927
有形固定資産	1,505,205
建物	381,712
構築物	8,075
工具、器具及び備品	7,515
土地	1,101,542
リース資産	6,360
無形固定資産	580,486
ソフトウェア	474,973
ソフトウェア仮勘定	104,797
商標権	715
投資その他の資産	4,519,234
投資有価証券	113,079
関係会社株式	4,225,266
出資金	25,010
長期貸付金	242,100
長期前払費用	46,395
敷金及び保証金	53,847
前払年金費用	53,667
貸倒引当金	△240,131
資産合計	10,502,131

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,269,962
短期借入金	2,611,340
1年以内返済予定の長期借入金	400,080
未払金	76,809
未払費用	81,249
リース債務	2,121
未払法人税等	40,399
未払消費税等	12,726
預り金	42,342
前受収益	2,752
その他	141
固定負債	1,798,184
長期借入金	1,516,580
長期未払金	70,950
リース債務	5,023
繰延税金負債	522
役員株式給付引当金	147,322
退職給付引当金	42
受入敷金保証金	57,743
負債合計	5,068,146
純資産の部	
株主資本	5,432,972
資本金	607,750
資本剰余金	357,461
資本準備金	343,750
その他資本剰余金	13,711
利益剰余金	5,019,056
利益準備金	29,600
その他利益剰余金	4,989,456
繰越利益剰余金	4,989,456
自己株式	△551,294
評価・換算差額等	1,012
その他有価証券評価差額金	1,012
純資産合計	5,433,985
負債・純資産合計	10,502,131

損益計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科目		金額
売上高		2,727,604
売上原価		70,481
売上総利益		2,657,123
販売費及び一般管理費		1,479,080
営業利益		1,178,042
営業外収益		
受取利息	41,522	
受取配当金	250	
投資事業組合運用益	3,926	
その他	17,352	63,052
営業外費用		
支払利息	47,733	
貸倒引当金繰入額	2,758	
投資事業組合運用損	1,085	
その他	2,458	54,034
経常利益		1,187,060
特別損失		
投資有価証券評価損	19,082	
有形固定資産除却損	252	
減損損失	26,975	46,310
税引前当期純利益		1,140,749
法人税、住民税及び事業税	54,610	
法人税等調整額	△253	54,356
当期純利益		1,086,393

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

オルバヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

神田 正史

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 重久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オルバヘルスケアホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルバヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

オルバヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 神田 正史

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 重久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オルバヘルスケアホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月12日

オルバヘルスケアホールディングス株式会社 監査役会

常勤社外監査役 守 谷 純 一 ㊞

社 外 監 査 役 周 東 秀 成 ㊞

社 外 監 査 役 新 田 東 平 ㊞

以 上

株主メモ

- 事業年度 毎年7月1日から翌年6月30日まで
- 定時株主総会 毎年9月開催
- 基準日 定時株主総会 毎年6月30日
期末配当金 毎年6月30日
中間配当金 毎年12月31日
そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
- 株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人
事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先) 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) ☎ 0120-782-031
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)

【インターネット】 <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>
【ホームページURL】

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座のご利用がない株主様は上記電話照会先までご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます。)を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

- 公告方法 当社のホームページに掲載
(<https://www.olba.co.jp/>)
- 上場金融商品取引所 東京証券取引所(スタンダード市場) 証券コード2689
- 単元株式数 100株

ベビーツ 日本の未来のために…Babyeetsの誕生

出生数の減少や虐待相談件数の増加といった深刻な社会課題に対し、「子どもや家族を大切にできる社会を作りたい」という理念を掲げ、Babyeetsを開発しました。その新規性が認められ、特許も取得しています。



Babyeetsの特徴

Babyeetsは、産まれたばかりの赤ちゃんのベッドにカメラを設置し、リアルタイムでの映像の配信を可能にするサービスです。専用サイトから、スマートフォンやパソコンを通じて、いつでもどこでも赤ちゃんの様子をご覧いただけます。家族のつながりを深めたいお父さん、おじいちゃん、おばあちゃん、ごきょうだいの皆さま、遠方で直接会えない方や、感染症対策として面会制限がされる方々に、新しい家族との出会いの場を提供します。退院後には、それらの映像などをまとめたメモリアルムービーも提供します。Babyeetsを通して、お母さんだけでなく、家族みんなで一緒に子育てする気持ちが育まれることを願っています。



子どもを守る企業へ オレンジリボン運動へ参画

オレンジリボン運動は、子ども虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを広め、子どもを虐待することの無い社会を目指す市民運動です。株式会社カワニシは、この運動を支援しています。また、Babyeetsの販売を通じて、親子の愛着形成を支え、新しい命を大切にする温かい社会づくりに貢献していきます。



利用者さまの声

2024年12月に運用を開始した愛媛大学医学部附属病院の利用者さまから、嬉しい声が届きました。

- 両親にライブ配信を共有しましたが、「簡単に見ることができたよ!」と喜んでいました。
- 家族が忙しい時期でなかなか面会に来ることができなかったが、Babyeetsのおかげで赤ちゃんを見せてあげることができた。
- ライブ映像だけでなく、スマホに入っている写真や動画も、メモリアルムービーの素材としてアップロードできるのがいい。
- 帝王切開後で動けない時に、わが子を見ることができて嬉しかったし感動した。

以上のようなコメントをいただき、開発して本当に良かったと心から感じています。ここまで支えてくださった関係者の皆さまに、心より感謝申し上げます。これから利用者さまの声を励みに、Babyeetsを日本全国へ広めていきたいと考えています。

メモリアルムービー
サンプル



愛媛大学医学部附属病院
杉山院長インタビュー



株主総会会場ご案内略図

会 場

岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山
3階 パールの間
電話 (086) 234-7000

交 通

J R 岡山駅2階直結

※開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。
なお、株主総会後の株主懇親会の開催や、お土産のご用意はございません。



第76期定時株主総会招集ご通知
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

オルバヘルスケアホールディングス株式会社

VI. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当企業集団（以下「当社グループ」という）における内部統制に関し下記のとおり決議しています。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理は、法令及び取締役会規則、情報管理その他社内諸規程に基づき、主管する部署が適切に実施し、必要に応じて見直し等を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務遂行にあたり、予め予測可能な損失の危険は社内規程、マニュアルなどを整備し、その周知徹底を行うことにより、未然防止に努める。
- (2) 突発的かつ予測しえない事態の発生には、当社の代表取締役社長の指揮のもと対応する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役はその権限のもと、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、効率的に会社経営にあたる。
- (2) 取締役は、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告するとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、問題の把握と改善に努める。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を確保するため、取締役の任期を1年とする。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人を対象に、法令及び定款並びにオルバグループ社員憲章に即するべく、定期・随時に教育を実施し、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。
- (2) 社会的責任、コンプライアンス、企業防衛の観点から、反社会的勢力を断固として排除するとともに、反社会的勢力からの不当要求に対し、組織として毅然とした姿勢で対応し、拒絶の姿勢を堅持する。加えて、反社会的勢力との関係遮断を確実なものとするために、体制の整備、外部専門機関との連携強化を図る。
- (3) 内部監査等をとおり、適法性が保たれていることを確認する。
- (4) 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の「内部通報制度」を整備する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が定めるグループ会社管理規程及びグループ会社規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- (2) 当社グループのリスク管理規程を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- (3) 当社の子会社の取締役は、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告するとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、問題の把握と改善に努める。

- (4) 当社グループのコンプライアンス規程並びにコンプライアンス・マニュアルを当社グループすべての役職員に周知徹底する。
- (5) 当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。
- (6) 当社の監査役及び当社の子会社の監査役は、定期的に会議を開催し、情報伝達する。
- (7) 当社グループ各社に対し、内部監査部門による定期的な監査を実施する。

6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。
- (2) 担当する使用人の人事考課、異動等については監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- (3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先し従事する。

7.当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役（または監査役会）に報告をするための体制その他の当社の監査役（または監査役会）への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役職員は当社監査役（または監査役会）の要請に応じ、必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 当社監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席する。

8.前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

9.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、監査役規程に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の支払に充てるため、毎年、一定額の予算を計上する。

10.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役監査体制の実効性を向上させるべく、適宜見直し・改善を行う。
- (2) 見直し・改善にあたっては、監査役（または監査役会）の意見を十分に尊重する。
- (3) 内部監査室及び管理部門は、監査役からの要請があった場合は、監査役の補助を行う。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査室は、「内部統制評価の基本方針」に従い、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

(当期における運用状況)

1.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理は主管する部署が適切に実施している。

2.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、有事の際の行動指針を周知している。また同規程に基づき、年2回リスク分析を行い、その重要性に応じて対応を図っている。

3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行取締役はその権限のもと、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、会社運営にあたっている。また、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告を行っている。

4.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス徹底のため、定期的にテーマを定め、e-learningを通じて啓発活動を行っている。
- (2) 反社会的勢力に対しては、不当要求への拒絶姿勢を明確にするべく反社会的勢力との関係遮断に関する規程を定め、周知徹底を図っている。
- (3) 監査役監査及び内部監査により適法性の確認を行っている。
- (4) 社内、社外にそれぞれ内部通報窓口を設置している。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役は、2か月に1回社長会を、月に1回営業本部長会議を開催し、各会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告を受けている。
- (2) リスク管理委員会を設置し、当社グループ全社で年2回行われるリスク分析をもとにグループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議している。
- (3) 当社グループ会社の業務執行取締役は、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告するとともに、諸問題の把握と改善に努めている。
- (4) 当社グループのコンプライアンス規程並びにコンプライアンス・マニュアルを当社グループすべての役職員に周知徹底している。
- (5) 当社取締役及び使用人を当社グループ各社の監査役に選任し、当該監査役は法令に従い監査を行っている。

- (6) 当社の監査役及び当社の子会社の監査役は、月に1回グループ会社監査役会議を開催し、情報伝達を行っている。
- (7) 当社内部監査室はグループ各社に対し、定期的な監査を実施している。

6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専任の監査役スタッフを監査役会の直轄下に設置し取締役からの独立性を確保している。また、他部門を兼任する使用人が監査役スタッフを兼務する場合は、監査役に係る業務を優先している。

7.当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役（または監査役会）に報告をするための体制その他の当社の監査役（または監査役会）への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役職員は当社監査役及び監査役会の要請に応じ、必要な報告及び情報提供を行っている。
- (2) 当社監査役は、取締役会をはじめとして重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するよう努めている。

8.前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社グループの役職員に対し、監査役の要請に応じ、速やかに情報提供するよう周知徹底することにより、当該報告の正当性を担保している。

9.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に係る費用は速やかに処理している。また、その支払いに充てるため、一定額の予算を計上している。

10.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会及びグループ会社監査役会議を通じて、監査役監査体制の実効性を向上させるべく、適宜見直し・改善を行っている。また、内部監査室及び管理部門は、監査役からの要請に基づき、情報、役務の提供を行っている。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は内部統制の体制整備と有効性向上のため、関連規程を整備し職務執行にあたっている。また、内部監査室の監査により、是正、改善の必要があるときは、当該部署はその対策を講じている。

連結株主資本等変動計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	607,750	321,534	10,480,812	△557,173	10,852,922
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△488,700	－	△488,700
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,430,099	－	1,430,099
自己株式の取得	－	－	－	△135,739	△135,739
連結範囲の変動	－	－	△39,566	－	△39,566
自己株式の処分	－	7,881	－	127,800	135,681
株式交付信託による自己株式の処分	－	－	－	13,818	13,818
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	7,881	901,832	5,879	915,592
当期末残高	607,750	329,415	11,382,644	△551,294	11,768,515

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	162,098	－	358,670	520,769	11,373,691
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△488,700
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	1,430,099
自己株式の取得	－	－	－	－	△135,739
連結範囲の変動	－	－	－	－	△39,566
自己株式の処分	－	－	－	－	135,681
株式交付信託による自己株式の処分	－	－	－	－	13,818
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,593	△4,181	△27,872	△33,647	△33,647
当期変動額合計	△1,593	△4,181	△27,872	△33,647	881,945
当期末残高	160,505	△4,181	330,797	487,121	12,255,637

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

- | | |
|------------|--|
| ・ 連結子会社の数 | 9社 |
| ・ 連結子会社の名称 | 株式会社カワニシ
サンセイ医機株式会社
日光医科器械株式会社
株式会社カワニシバークメド
株式会社オルシード
株式会社エクソーラメディカル
THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.
株式会社ホスネット・ジャパン
株式会社ライフケア |

なお、従来非連結子会社であったTHAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。また、当連結会計年度において、株式会社オルシードを新たに設立し、連結の範囲に含めています。

非連結子会社名

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

関連会社名

エムジェイシー株式会社

持分法を適用しない理由

エムジェイシー株式会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において、THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.は決算日を12月31日から3月31日に変更しています。この決算期変更により、当連結会計年度は2024年4月1日から2025年3月31日までの12か月間を連結していますが、連結計算書類への影響はありません。上記の連結子会社は決算日の差異が3ヵ月を超えないため、当該子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行っています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない 時価法

株式等以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない 主として移動平均法に基づく原価法

株式等 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

ロ. 棚卸資産

商 品 主として移動平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっています。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

工具、器具及び備品 3年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法によっています。

(リース資産を除く) 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法によっています。

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっています。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ハ. 役員株式給付引当金 役員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。
- ニ. 役員退職慰労引当金 役員の退任時の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. 医療器材事業

i. 医療機器販売

主に医療機関に対して医療機器の販売を行っています。これらの医療機器販売は、顧客に引き渡した時点で商品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断したため、当該履行義務の充足時点で収益を認識しています。

なお、医療機器販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しています。

ii. 工事契約

医療機関向けに対して新築、建替等の建築工事を行っています。当該契約については、一定の期間にわたり支配が移転し、履行義務が充足されると判断したため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができませんが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

ロ. S P D事業

物品・情報管理及び購買管理業務を行うとともに、当該業務を請け負っている医療機関に対して、医療機器の販売を行っています。これらの医療機器販売は、顧客に引き渡した時点で商品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断したため、当該履行義務の充足時点で収益を認識しています。また、物品・情報管理及び購買管理業務については、契約に定められた期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されると判断したため、当該契約期間に応じて収益を認識しています。

なお商品販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しています。

ハ. 介護用品事業

主に個人に対して、在宅介護用ベッド・用品の販売・レンタルを行っています。販売については、顧客に引き渡した時点で商品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断したため、当該履行義務の充足時点で収益を認識しています。レンタルについては、契約に定められた期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されると判断したため、当該契約期間に応じて収益を認識しています。

⑤ その他連結計算書類を作成するための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

i. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

iii. 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

iv. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

ロ. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 未適用の会計基準等

リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現時点で評価中です。

3. 追加情報

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2018年8月9日付取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び執行役員並びに当社の子会社の取締役・執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、当社取締役等に対する導入については2018年9月20日開催の第69期定時株主総会において承認決議されました。

本制度は、予め定める株式交付規程に基づき取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を信託が当社から一括取得し、役位及び在任期間に応じて取締役等に当社株式を交付します。取締役等が株式の交付を受けるのは、原則として取締役等退任時となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で株主資本の「自己株式」に計上しています。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当期末において、424,777千円、255,100株です。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、並びに流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、連結注記表「8.収益認識に関する注記（3）①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しています。

(2) 担保に供している資産及び対応債務

イ 担保提供資産

現金及び預金（注）	50,200千円
受取手形、売掛金及び契約資産	7,294千円
投資有価証券	254,400千円
計	311,894千円

（注）事業の契約履行を保証するために、定期預金の一部を担保に供しています。

ロ 対応債務

支払手形及び買掛金	1,085,772千円
電子記録債務	17,550千円
計	1,103,322千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 3,479,862千円

(4) 国庫補助金の受入により取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物及び構築物102,465千円です。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「8.収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しています。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産 1件 (*)	岡山県岡山市	建物、建物附属設備、 工具、器具及び備品	11,150
事業用資産 1件 (*)	東京都千代田区	建物、建物附属設備、 工具、器具及び備品	15,825

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す単位毎に、遊休資産については個別物件単位で、資産のグルーピングを行っています。遊休資産のうち、今後使用が見込まれない資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

(*) 回収可能価額は使用価値を零として算定しています。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 6,250,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月26日 第75期定時株主総会	普通株式	488,700	80.00	2024年 6月30日	2024年 9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年9月25日開催の第76期定時株主総会において、次のとおり付議します。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	494,378	80.00	2025年 6月30日	2025年 9月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入によっています。また、デリバティブについては、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権に係る信用リスクは、内部の諸規定に基づき、各社ごとに期日管理、残高管理等を行うとともに、主要な取引先の信用調査を随時行いリスクの低減を図っています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、社内規程に基づき四半期ごとに時価等を把握しリスクの低減を図っています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほぼすべてが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は、主として営業取引にかかる運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は、主として設備投資等を目的とした資金調達です。長期借入金の借入期間は原則として5年以内とすることとしております。

また、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されていますが、当社グループでは、各社ごとに資金繰計画を月次で作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表の「投資有価証券」には含めていません（（注）1をご参照ください。）。また、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金及び短期間に決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	254,400	254,400	—
資産計	254,400	254,400	—
(2) 長期借入金（＊1）	1,916,660	1,913,849	△2,810
(3) リース債務（＊2）	1,029,488	909,206	△120,282
負債計	2,946,148	2,823,055	△123,092

（＊1） 長期借入金は1年以内返済予定の長期借入金を含んでいます。

（＊2） リース債務は流動負債と固定負債のリース債務を合算して表示しています。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	42,695
投資事業有限責任組合出資金	71,086

投資事業有限責任組合出資金は、改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取扱いを適用し、時価開示の対象とはしていません。

(注) 2. 借入金及びリース債務の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	400,080	400,080	400,080	400,080	316,340	—
リース債務	144,597	139,782	127,793	106,864	68,419	442,031

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	254,400	—	—	254,400
資産計	254,400	—	—	254,400

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	1,913,849	—	1,913,849
リース債務	—	909,206	—	909,206
負債計	—	2,823,055	—	2,823,055

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しています。

長期借入金

元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

リース債務

元金利の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、各報告セグメントの売上高を財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント			
	医療器材事業	S P D事業	介護用品事業	合計
消耗品	101,161,045	—	—	101,161,045
設備備品	13,175,594	—	—	13,175,594
S P Dサービス	—	5,588,730	—	5,588,730
介護用品サービス	—	—	630,885	630,885
顧客との契約から生じる収益	114,336,640	5,588,730	630,885	120,556,256
レンタル取引等に係る収益 (注)	—	—	2,146,207	2,146,207
外部顧客への売上高	114,336,640	5,588,730	2,777,092	122,702,463

(注) 「介護用品サービス」のレンタル取引に係る収益については、収益認識会計基準の適用除外項目である「リース取引」に該当することから、顧客との契約から生じる収益には含めていません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	25,921,084
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	26,145,783
契約資産 (期首残高)	1,141
契約資産 (期末残高)	—
契約負債 (期首残高)	—
契約負債 (期末残高)	31,241

契約資産は、主に工事契約において期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、工事契約において契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額はありません。

また、当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,068円59銭

(2) 1株当たり当期純利益 241円43銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

当連結会計年度末の当該自己株式の数 325,372株

当連結会計年度の期中平均の当該自己株式の数 326,505株

株主資本等変動計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

(単位：千円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	607,750	343,750	5,830	349,580	29,600	4,391,763	4,421,363
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△488,700	△488,700
当期純利益	－	－	－	－	－	1,086,393	1,086,393
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	7,881	7,881	－	－	－
株式交付信託による自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	7,881	7,881	－	597,692	597,692
当期末残高	607,750	343,750	13,711	357,461	29,600	4,989,456	5,019,056

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△557,173	4,821,519	313	313	4,821,832
当期変動額					
剰余金の配当	－	△488,700	－	－	△488,700
当期純利益	－	1,086,393	－	－	1,086,393
自己株式の取得	△135,739	△135,739	－	－	△135,739
自己株式の処分	127,800	135,681	－	－	135,681
株式交付信託による自己株式の処分	13,818	13,818	－	－	13,818
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	698	698	698
当期変動額合計	5,879	611,453	698	698	612,152
当期末残高	△551,294	5,432,972	1,012	1,012	5,433,985

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- | | |
|-------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法に基づく原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・ 市場価格のない株式等 | 主として移動平均法に基づく原価法
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法によっています。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については定額法によっています。
主な耐用年数は次のとおりです。
建物 6年～50年
構築物 10年～20年
工具、器具及び備品 5年～20年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法によっています。
自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっています。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。 |
|---------|--|

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

③ 役員株式給付引当金

役員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 経営指導料等

当社はグループ全体の戦略的意思決定や子会社の管理及び経営指導を行っており、その対価としてグループ各社から経営指導料等を受領しています。履行義務は契約期間にわたって充足されるため、当該契約期間に応じて収益を計上しています。

② 受取配当金

当社は持株会社として事業会社へ出資を行い、配当金を受領しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって履行義務を充足すると判断されるため効力発生日に受取配当金を計上しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる事項

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.に対する投融資（関係会社株式及び短期貸付金）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年6月30日)
関係会社株式	3,900
短期貸付金	192,560

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行うことにしています。貸付金は、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

関係会社株式のうちTHAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.の株式は、実質価額が著しく低下しているものの、将来の事業計画に基づいて実質価額の回復が可能であると判断したことから、関係会社株式評価損は計上していません。また、THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.に対する貸付金についても回収が可能であると判断したことから、貸倒引当金は計上していません。

なお、関係会社株式の実質価額の回復可能性及び貸付金の回収可能性の判定は、事業計画に基づき実施しており、主要な仮定は、販売数量と販売単価の見込みを基礎とした将来の売上高見込み及び売上総利益率であります。

市場環境の変化により、その見積りの基礎となる主要な仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 追加情報

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表「3. 追加情報」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	794,466千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	2,258,260千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	242,100千円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	2,623,755千円
(5) 関係会社に対する長期金銭債務	57,743千円
(6) 担保に供している資産	
現金及び預金	10,000千円

(注) 事業の契約履行を保証するために、定期預金を担保に供しています。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

2,720,924千円

営業取引以外の取引による取引高

64,192千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株 式 数
普通株式	334,145	27	8,800	325,372

当事業年度末において、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式255,100株を自己株式に含めています。

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加27株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年6月30日)
(繰延税金資産)	
未払賞与	13,158
未払事業税	2,904
貸倒引当金	75,401
投資有価証券評価損	15,411
関係会社株式評価損	343,928
減価償却費	1,714
みなし配当	40,626
長期未払金	22,278
役員株式給付引当金	46,259
その他	37,144
繰延税金資産小計	598,827
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△575,616
評価性引当額小計	△575,616
繰延税金資産合計	23,210
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△16,851
その他	△6,881
繰延税金負債合計	△23,732
繰延税金資産（負債△）の純額	△522

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	(株) カワニシ	100.0	3名	経営指導 資金融資	経営指導料 (注) 1	1,312,264	営業未収入金	120,056
					資金の貸付 (注) 2	—	短期貸付金	958,929
子会社	サンセイ医機(株)	100.0	2名	資金融資	資金の借入 (注) 2	—	短期借入金	1,592,347
子会社	日光医科器械(株)	100.0	1名	資金融資	資金の貸付 (注) 2	—	短期貸付金	829,557
子会社	(株)カワニシバークメド	100.0	—	資金融資	資金の借入 (注) 2	—	短期借入金	283,041
子会社	(株)オルシード	100.0	3名	資金融資	資金の貸付 (注) 2	—	短期貸付金	118,250
子会社	(株)エクソーラメディカル	94.2	4名	資金融資	資金の貸付 (注) 3	2,500	長期貸付金 (注) 4	242,100
子会社	THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.	49.0	1名	資金融資	資金の貸付 (注) 3	43,100	長期貸付金 (注) 5	192,560
					貸付金の回収	40,950		
子会社	(株)ホスネット・ ジャパン	100.0	1名	資金融資	資金の借入 (注) 2	—	短期借入金	420,167
子会社	(株)ライフケア	100.0	2名	資金融資	資金の借入 (注) 2	—	短期借入金	315,783

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料については、相手会社と交渉のうえ、役務の提供に見合う価格になっています。
2. 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入していますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しています。なお、金利については市場金利を勘案して決定しています。
3. 金利については市場金利等を勘案して決定しています。
4. (株)エクソーラメディカルの長期貸付金に対し、240,131千円の貸倒引当金を計上しています。
5. 期末残高には為替差損益が含まれています。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 917円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 183円40銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

当事業年度末の当該自己株式の数 325,372株

当事業年度の期中平均の当該自己株式の数 326,505株